

**Building Efficiency – Japan** Document No : EHS 10.1

### 1.0 労働安全衛生および環境保護要件について

この労働安全衛生および環境保護要件(EHS 要件)は、ジョンソンコントロールズに代わって協力会社が機器据付工事、建設工事、またはサービス等を行う際の要件と責任を定めたものである。協力会社は、本文書に規定されている最低限の労働安全衛生および環境保護要件を満たすために、自社プログラムを使用しても良い。

労働安全衛生および環境保護要件の目的は、ジョンソンコントロールズにおけるすべての機器据付工事、建設工事、またはサービス等が、細心の注意のもと環境への影響を最小に抑え、事故や災害を発生させずに同一の方法で実施されるよう、標準要件を導入することにある。

労働安全衛生および環境保護要件は、作業現場に関わるすべての人員に適用される。協力会社、 およびその直接的または間接的な指揮下にある者が含まれる。

1



Building Efficiency – Japan Document No : EHS 10.1

### 2.0 協力会社の労働安全衛生および環境保護計画

### 2.1 第1段階 作業計画

No	項目	状況	備考
01	作業現場の安全衛生責任者を任命する	□はい	職長・安全衛生責任者講習を
		□いいえ	受講済みであること
		□適用外	
02	作業の安全衛生管理および手順について、協	□はい	送り出し教育は記録する
	力会社は作業前に送り出し教育を実施する	□いいえ	
		□適用外	
03	ジョンソンコントロールズの現場担当者と協力	□はい	新規入場教育は記録する
	して、すべてのチームメンバーを対象に新規入	□いいえ	
	場教育を実施する(下請協力会社も含む)	□適用外	
04	ジョンソンコントロールズの現場担当者とともに	□はい	施工計画書/保守計画書を管
	作業エリア、搬入ルート、作業周辺環境を確認	□いいえ	理する
	し、その安全を確保する	□適用外	
05	ジョンソンコントロールズの現場担当者とともに	□はい	入場許可手順を確実に行う(許
	敷地および作業エリアに入るための入場手順	□いいえ	可証、入場ルート、駐車場含
	を順守する	□適用外	む)
06	ジョンソンコントロールズの現場担当者と協力	□はい	作業エリア(または主要契約者
	して防火対策/計画の策定に協力する	□いいえ	か JC)の火災時避難計画書を
		□適用外	確実に準備する
07	ジョンソンコントロールズの現場担当者と協力	□はい	応急処置計画書を保持する
	して応急処置対策に協力する	□□□いいえ	(応急処置施設、緊急連絡先、
		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	作業現場周辺の労災指定病院
		一地の	の場所)
80	すべての作業員に対し、適切な個人用保護具	□はい	配布/点検を記録する
	(PPE)を用意する(安全帽、安全靴、安全帯	□いいえ	
	等)	□適用外	



Building Efficiency – Japan Document No : EHS 10.1

### 2.2 第 2 段階 作業実施

No	項目	状況	備考
09	機器据付、重量物搬入、あらゆる種類のエ	□はい	適切な施工計画書/保守計画
	事、保守業務等について、安全施工計画書/保	□いいえ	書等を管理する
	守計画書等を順守する	□適用外	
10	潜在的リスクについて警告する安全標識が設	□はい	標識に不備・不足があればジョ
	置され、必要に応じてそのエリアへの立ち入り	□いいえ	ンソンコントロールズの現場担
	が制限されていることを確認する	□適用外	当者に報告する
11	KY シート/安全施工計画書、および作業の種	□はい	作業許可を記録簿または電子
	類に応じた作業許可を準備する	□いいえ	記録にて記録する
		□適用外	
12	現場の車両・機械等(フォークリフト、高所作業	□はい	資格証を記録簿または電子記
	車など)を動かすのに必要な資格や許可を作	□いいえ	録にて記録する
	業員が保有しているかを確認する	□適用外	
13	入場ルートや避難ルートに障害物がないよう	□はい	指定された仮置場や作業エリ
	管理する	□いいえ	アを点検する
		□適用外	
14	作業者の転倒や機材の倒壊のリスクが生じな	□はい	転倒防止や風散防止を実施す
	いよう措置を取る	□いいえ	<b></b>
		□適用外	
15	作業エリアがきちんと整理/清掃されており、	□はい	指定された仮置場や作業エリ
	安全な状態に維持されるよう管理する	□いいえ	アを点検する
		□適用外	
16	要求される事項を協力会社の作業員が認識	□はい	月例会議、部会などで作業員
	し、順守するよう指導する	□いいえ	に対して周知する
		□適用外	
17	ジョンソンコントロールズの現場担当者と協力	□はい	試運転結果・動作手順書を含
	して完成図書等を利用し、引継ミーティングを	□いいえ	む完成図書および保証期間内
	実施する	□適用外	作業報告を確実に備える

3



Building Efficiency – Japan Document No : EHS 10.1

#### 2.3 第3段階 作業への評価

No	項目	状況	備考
18	すべての災害/事故/ヒヤリハットをジョンソ	□はい	災害報告書、ヒヤリハット報告
	ンコントロールズの現場担当者に報告する	□いいえ	書に記入し、記録を保持する
		□適用外	
19	作業に対し、緊急対応計画および事業継続計	□はい	危機管理計画を保持する
	画を含む危機管理計画を作成するにあたりジ		
	ョンソンコントロールズの現場担当者と協力す	いいえ	
	<b></b>	│ <mark></mark> 適用外	
20	工事・調整・保守等の進捗状況と日々の作業	□はい	指定された書式、方法にて定
	で発生した問題点をジョンソンコントロールズ	□いいえ	期報告を行う
	の現場担当者に報告する	□適用外	
21	現場等で定期的に開催される安全衛生協議	□はい	指定された場所、日時、参加者
	会、朝礼、KYミーティングに参加する	□いいえ	により実施される
		□適用外	

#### 2.4 第4段階 作業の改善

No	項目	状況	備考
22	ジョンソンコントロールズが改善を行えるよう、	□はい	作業の全期間、または法律の
	要請に応じて情報の提供に協力する	□いいえ	定めがある場合は所定の期間
		□適用外	で文書記録を保持する

このリストは作業に必要な最低限の管理項目を示したものである。答えが「いいえ」である場合、その理由を明らかにする必要がある。作業内容等により該当する項目がない場合は「適用外」に印をつける。

### 3.0 協力会社の標準要件

#### 3.1 概要

- 1. 適用される法律、顧客規則、ジョンソンコントロールズ安全衛生基準、協力会社行動規範などを順守する。
- 2. 顧客およびジョンソンコントロールズの特定の現場手順や規則を順守する。顧客規則、ジョンソンコントロールズ安全衛生基準に相違がある場合は、より厳しい要件を 適用する。
- 3. ジョンソンコントロールズは労働安全衛生および環境保護に対するリスクを生じる 可能性がある作業や、資材、機器に損害を与えるまたは生産等に影響を与えるリ



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

スクを生じる可能性がある作業を中止する権利を留保する。協力会社は是正措置 を取る責任を負い、関連する費用を負担する場合がある。

4. ジョンソンコントロールズおよび他の協力会社と労働災害防止・事故防止において 協力する。

#### 3.2 安全および情報保護

- 1. ジョンソンコントロールズの安全衛生管理基準を順守する。
- 2. 所有または賃借する設備、工具、その他の機材の安全性に対する責任を負う。
- 3. ジョンソンコントロールズまたは顧客の承諾なしにデータおよび写真(機器、管理文 書、建物など)を持ち出しあるいは撮影してはならない。

#### 3.3 送り出し教育

- 1. 作業員は全員、現場での作業開始前に送り出し教育に参加しなければならない。 研修は適用される法律、顧客規則、労働安全衛生および環境保護要件に従って記 録される。
- 送り出し教育の内容は、作業の種類およびエリアに合わせたものとする。送り出し 教育では作業に関連する主なリスク、敷地内の規定、緊急時の手順、作業手順、 その他の関連する規定についての情報を提供する。

#### 3.4 有資格者の配置および指導

- 1. 危険有害な業務を行う者・技能が必要な機器を操作する者は、適用される法律や、 顧客またはジョンソンコントロールズの要件に従い、試験・講習等を受けて資格を 取得している必要がある。資格の証明をジョンソンコントロールズに提出し、携帯し なければならない。
- 2. 作業中に予測されていない重大な危険が発生した場合、要望に応じて労働者に対 して特別教育や指導を実施することを協力する。
- 3. 作業員は非常用設備および緊急対応手順について研修や指示を受けなければな らない。

#### 現場への立入および新規入場教育 3.5

- 1. 顧客入場規則(入門証、入場登録など)を順守する。
- 入場初日もしくは入場日までに顧客もしくはジョンソンコントロールズが提供する新 2 規入場教育を受講しなければならない。
- 3. 現場敷地内、場合によっては現場周辺に車両を駐車させるには申請を行い、許可 証を保持する。
- 4. 顧客が敷地に立ち入る車両および退出する車両の内部を確認し、必要があれば 車両および乗員を検査することに協力する。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

- 協力会社は、作業と関係がある現場エリアにのみ立ち入ることができ、顧客または ジョンソンコントロールズの事前許可なく敷地内の他のエリアに立ち入ることはでき ない。
- 6. 協力会社は、作業現場に来る協力会社全員について顧客またはジョンソンコントロ ールズの許可を受ける必要がある。訪問者には、安全衛生基準を熟知する者が必 ず同伴しなければならない。

#### 下請協力会社の管理 3.6

- 1. 協力会社は、自身の代わりに作業を行う下請協力会社および所属する作業員に 対する責任を負う。
- 2. 協力会社の作業を行うすべての下請協力会社および作業員も、労働安全衛生お よび環境保護要件を順守しなければならない。
- 3. 協力会社は作業が安全に行われるよう監督できる十分な能力がある人員(現場代 理人、職長等)を配置しなければならない。

#### 労働安全衛生および環境保護要件の実施 3.7

- 1. 労働安全衛生および環境保護要件を順守し、実施する。
- 2. 現場での工事・調整・保守等を開始する前にこれに関連するリスクアセスメントの 実施や安全施工計画書の作成に協力する。
- 3. 現場での作業が開始する前に関連する作業許可を申請する。

#### 3.8 応急処置および休憩施設等

- 適切な応急処置施設、設備、資材、医薬品を用意する。業務内容に応じて応急処 置の訓練を受けた人員を配置する。
- 2. 適用される法律、労働安全衛生および環境保護要件に従って適切な休憩施設等 (食堂、トイレ、更衣室など)を提供する。
- 3. これらの施設の一部またはすべては顧客またはジョンソンコントロールズによって 提供されるが、一部協力を依頼する場合がある。

#### 3.9 安全衛生責任者および安全衛生協議会

- 適用される法律、労働安全衛生および環境保護要件に従って安全衛生責任者を 選任し、現場での作業員(下請の作業員を含む)への指示、統括安全衛生責任者 との連絡・調整を行うとともに、安全衛生管理活動を実施する。
- 2. 安全衛生責任者は必要に応じて現場安全巡視報告書のコピーをジョンソンコントロ ールズに送付し、顧客もしくはジョンソンコントロールズとの安全衛生協議会に参加 する。

#### 3.10 個人用保護具 (PPE)

1. 作業員および訪問者に適切な PPE(ヘルメット、安全靴、安全帯、保護メガネなど) を用意する。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

2. ジョンソンコントロールズは、PPE を使用していない従業員や訪問者を現場から退 場させる場合がある。

#### 3.11 臨時工事/臨時保守

- 1. 臨時工事もしくは臨時保守作業は通常の工事・保守と同様に安全施工計画書もし くは安全保守計画書を作成し順守しなければならない。
- 2. 臨時工事・臨時保守は、規制の定めに従って、職長が直接監督して実施しなけれ ばならない。

#### 3.12 環境保護

周囲環境への潜在的リスク(騒音、有害物質の排出、燃料/油/化学物質等の貯蔵な ど)に対処するための環境保護に関連する法・規則を順守する。

#### 3.13 工事・保守における作業許可

協力会社はすべての作業についてジョンソンコントロールズの作業許可なしに開始して はならない。

### 3.14 設備、危機、ツール、システム

- 1. 協力会社が提供するすべての設備、機器、ツール、システムは、良好な状態で正 常に運転・使用でき、作業目的に適合するものでなければならない。
- 2. 協力会社が提供するすべての設備、機器、ツール、システムは、適用される法律に 従って検査、認証されていなければならない。必要に応じて証明書をジョンソンコン トロールズに提出しなければならない。
- 3. 必要に応じて検査済みの持ち込み許可証明の貼付を必要とする場合がある。

#### 3.15 騒音

協力会社は、85 dB 以上の騒音が発生するすべての作業現場で、適切な保護具(イヤ ーマフ、耳栓等)を準備し装備させる。作業現場の他の人々が騒音に暴露される場合は 関連する法律に従って予防措置を行う(標識、設備・作業等の防音)。

#### 3.16 4S (整理·整頓·清掃·清潔)

- 1. 協力会社は常に、清潔で整頓された状態で業務を実施しなければならない。
  - 資材等は安全な場所に保管し、通行の障害とならないようにする。
  - 木材(荷箱、型枠など)は必ず釘を抜くか、倒しておく。
  - 建物内または建物の近くに廃棄物が溜まらないようにする。
  - 地方自治体の規則、施主、元請に従い、廃棄物は必要に応じてリサイクル用に 分別する。
  - **廃棄物はジョンソンコントロールズの正式な承認なしに現場に保管してはならな** い。ジョンソンコントロールズが保管場所と保管条件を指定する。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

- 食品廃棄物は施主、元請が指定したコンテナ、ごみ箱に捨てる。なお飲食物は 事前に合意された指定エリアでのみとることができる。
- 現場でごみを焼却することは認められない。
- 2. ジョンソンコントロールズは協力会社が適切な 4S を維持することに協力する。

#### 3.17 高所への移動手段/高所での作業

- 1. すべての作業エリアへの安全な高所への移動手段を整備し、維持することに協力 する。
- 2. 高所(2m 以上)での作業では、適切な足場や手すり等を利用し作業者の墜落、エ 具・資材の落下を防止する。
- 3. 協力会社は丈夫な安全帯の取付設備(スチール材、アンカーボルト、親綱など)を 利用し、安全帯を使用させ、墜落・落下を防止する。
- 4. 労働者が作業中にある地点から別の地点へ移動する必要があり、安全帯フックの 付け替えが必要な場合、2 本のランヤードを使用する(2 丁掛け)。どの時点におい ても、労働者は少なくとも1本のランヤードを使用する。
- 5. 高所作業車または同様の機器/装置で作業する者は、安全帯を使用しなければな らない。その他の固定式/可動式の足場を使用する際には、追加のリスクアセスメ ントを行う。
- 6. 作業員の墜落、工具・資材が落下する可能性のある隙間がある場合、墜落防止ネ ットの設置および目的に適った識別可能な開口部カバーが固定されていることを確 認する。

#### 3.18 足場

- 1. 足場の組立、解体等は関連する法律で規定された有資格者が行い、どのタイプの 足場でも使用する足場部材は適切な認定品を利用する。
- 2. ジョンソンコントロールズによる別段の合意がない限り、所有権があきらかな足場 や脚立のみを使用する。
- 3. 足場が提供された時、または足場が大幅に調整・変更された時は、規定の定めに 従って有資格者が検査するまで使用してはならない。
- 4. 作業前、足場の組立、一部解体または変更の後において、点検し危険の恐れある ときは速やかに修理を依頼する。
- 手すり、中さん、幅木、交差筋かい、飛来落下防止器具の設置は関連する法律に 沿ったものであることを確認する。
- 6. 足場は、悪天候および地震の後、有資格者によって点検され、記録に残されてい ることを確認する。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

#### 3.19 照明

- 1. 別段の合意がない限り、協力会社は作業現場で安全を保障するのに十分な照明 を準備する。
- 2. 照明の明るさは、300 ルクス以上であること。
- 3. 水銀灯、ハロゲンランプ等は高温になり火災/負傷の原因になる危険性が高いため、使用方法についてジョンソンコントロールズの合意を得なければならない。
- 4. 照明は人や資材と接触しないようガードしなければならない。

#### 3.20 クレーン作業

- 1. 揚貨装置(クレーンなど)を使用して荷の巻き上げ、巻きおろしを実施する前に、適切な法定検査報告書/証明書を提出する。
- 2. 揚貨装置の作業者は適切な免許(有効なクレーン免許など)を携帯すること。
- 3. 揚貨装置作業の手順、安全規則、作業にかかる労働者の配置・経路、および指揮 系統について詳述した安全施工計画書を提出する。
- 4. 揚貨装置有資格者が作業の開始を許可する前にすべての災害防止措置を確認する。
- 5. 揚貨装置が設置される地面や場所は、その重さに耐えられなければならない。
- 6. 揚貨装置(クレーンなど)のどの部分も、人員、建物、設備と接触しないよう適切な 距離を保つ。必要な場合、標識、立入禁止区画等を設置し、監視員を配置し、接触 や落下による激突を防止する。

### 3.21 酸欠および硫化水素中毒

- 1. 閉鎖空間での作業には作業許可を得ること。
- 2. 閉鎖空間での作業指揮は酸欠・硫化水素危険作業主任者が行い、出入りする作業員は全員、特別教育を受講していなければならない。
- 3. 作業主任者は作業前に測定器を使用して安全に作業できる状態か否かを、確認しなければならない。
- 4. 必要に応じて規定濃度を維持するため換気設備を設置し、作業主任者は使用前に 点検を行う。
- 5. 所定の規定濃度を満たしていない場合はいかなる作業も禁止する。
- 6. 必要に応じて作業現場に安全装置(空気呼吸器等)を用意し、作業許可の規定に 従って使用できるようにしておく。

#### 3.22 高温作業と防火措置

- 1. 高温作業(熱、火花、炎を生じる工程)には作業許可を得ること。
- 2. 溶接、金属のガス/アーク切断、塗料の焼成、研削、その他の熱や裸火を伴う工程には、作業許可の規定に従って必要な防火措置を実施する。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

- 3. 防火に関するジョンソンコントロールズの要件を順守し、すべての作業員が火災警報、避難方法、緊急避難手順について研修を受けること。
- 4. 作業現場から退出する前に、協力会社は裸火や発火源が必ず消火され、燃料供給が隔離されているとともに、電気機器のスイッチが切られていることを確認する。
- 5. 高温作業が実施される場合、作業終了から最低 1 時間後、または顧客の要件に従って、作業現場を再確認するよう調整する。
- 6. 適切で十分な消火機器、標識、非常用照明などが準備され、作業中の火災の危険 性や、避難方法が準備されていることを確認する。

### 3.23 危険なエネルギー(電気、高圧ガス、化学物質等)の隔離

- 1. 危険なエネルギーはすべて、作業開始前に特定し隔離しなければならない。
- 2. 危険なエネルギーとは電気、機械、熱、空気圧、化学物質、可動部品、位置エネルギー、スプリング、水圧、切削作業等である。
- 3. 作業の開始前に危険なエネルギーを隔離するため、使用できないよう制御スイッチ /バルブ等を施錠する(ロックアウト/タグアウト)、もしくは使用禁止を表示する、もし くは監視人を配置する。

#### 3.24 電気工事/ハンドツール

- 1. 電気工事には作業許可・資格が必要となる。
- 2. 運転中の電気機器に対する作業を開始する前に、(安全施工計画書を通じて)ジョンソンコントロールズと安全手順および必要な作業許可について合意する。
- 3. 有資格者のみが電気設備、機械、ツールに対する作業を行うことができる。
- 4. 電気ケーブルおよびコネクタは、業務用のものとし、屋外/湿潤状態で使用される場合は防水のものとする。
- 5. 配電盤およびケーブルドラムは、転倒する危険がないようにし、物理的ダメージから保護し、水に浸からないようにするとともに、人、金属構造物、機器、付属品に電流が放電されないよう適切な絶縁処理を施す。
- 6. 作業員が電動工具を使用するジョンソンコントロールズのすべての作業で、漏電回路遮断器(GFCI)/漏電遮断器(ELCB)を使用しなければならない。
- 7. 電動工具および照明には、アースに接続されている電源絶縁変圧器を使用する。 何らかの理由でこれが実践できない場合、安全作業手順についてジョンソンコントロールズと合意しなければならない。
- 8. 特殊な状況(閉鎖空間、可燃性雰囲気)のために電圧をさらに下げなければならない場合、協力会社は要件についてジョンソンコントロールズと合意しなければならない。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

- 9. 仮設電源および電動工具はすべて、正常に稼働できる良好な状態であることを確認する。
- 10. 作業を開始する前に、システムの電源を停止させるために制御スイッチを施錠する (ロックアウト/タグアウト)、もしくは使用禁止を表示する、もしくは監視員を配置する。

#### 3.25 爆発物および電離放射線装置

- 1. 協力会社は、電離放射線を放出する可能性がある装置(一部の非破壊検査装置)、 爆発物・爆破装置(発破等)を、ジョンソンコントロールズの正式な承認なしに現場 に持ち込んではならない。
- 2. 使用・保管において有資格者を配置し、爆発物および電離放射線装置に関する安全施工計画書をジョンソンコントロールズに提出する。

#### 3.26 化学物質等の危険有害物質

協力会社は、製品の有害性と使用・保管時に取るべき措置(必要に応じて監視と健康 調査を含む)について詳述した安全データシート(SDS)の取得・保管およびリスクアセス メント実施に協力する。

#### 3.27 石綿

- 1. 協力会社は、現場に石綿または石綿を含む資材を持ち込んではならない。
- 2. 協力会社が石綿または石綿を含む可能性がある資材(石綿含有吹付け材、保温材、耐火被覆材)を発見した場合、ただちに作業を中止してジョンソンコントロールズに報告し、ジョンソンコントロールズが今後の措置について指示することに協力する。

### 3.28 産業廃棄物の処理

- 1. 協力会社が排出事業者となる場合は処理業者にマニフェストを交付し、保管し確認すること。
- 2. 現場からの廃棄物の撤去についてジョンソンコントロールズと協議し、撤去される 産業廃棄物についての情報を提供することに協力する。

#### 3.29 動作確認と試運転

- 1. このような種類の作業には作業許可が必要であり、有資格者によって管理されなければならない。
- 2. 協力会社は具体的な動作確認、試運転、調整手順を作成する。これには責任者名、 使用機器名、安全衛生保護具名等を含める。
- 3. 必要に応じて、また顧客の要請に応じて、ロックアウト/タグアウト(LOTO)システムを使用する。このシステムと関与する作業員は、職長の指揮下に置かれる。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

- 4. 安全監視装置、動作部へのカバー、インターロックシステムは動作可能、使用可能 な状態に保つ。できない場合は作業者に通知し防護措置を行う(標識の掲示、作 業区画の設置等)。
- 5. ジョンソンコントロールズに機器、設備、施設を引渡す前に、協力会社はすべての 機能が良好で安全な状態で使用できることを確認する。
- 引渡し前、または引渡し後できるだけ早く、労働安全衛生に関連するすべての情報 をジョンソンコントロールズに提供する(研修資料、動作マニュアル・仕様、保守手 順、清掃手順など)。

#### 3.30 作業員の健康

- 1. 職長が作業員の健康状態が良くないと判断した時、作業員から健康状態が良くな いと報告があった時は作業を中止させるか、危険性が低い作業に変更する。
- 2. 感染症(デング熱、鳥インフルエンザ、コレラ等)と診断された場合は適用される法 律に従って報告し、2次感染を予防すること。
- 3. ジョンソンコントロールズが、作業員に対してアルコール検査を実施する時は協力 する。
- 4. 健康状態を管理するために定期的に薬を服用しなければならない作業員は、適正 配置届を提出し、危険有害な業務に従事させない、もしくは制限すること。(注:この ような事例はすべてプライバシーに細心の注意を払って対応すること)

#### 3.31 労働災害および事故の報告

- 1. 協力会社は機器据付工事、建設工事、またはサービス等で発生した労働災害(負 傷、病気)、物損事故に関する情報を保持し、報告しなければならない。
- 2. 労働災害、顧客設備等の破損、環境破壊およびそれらにつながった可能性がある ヒヤリハットは、ただちにジョンソンコントロールズに報告する。
- 3. すべての医療処置ケース(労災保険を利用する等)は協力会社が調査し、対策を 立案し、周知したことをジョンソンコントロールズに報告する。
- 4. 深刻な災害(死亡災害もしくは意識不明等の重傷)、または環境問題が発生した場 合、協力会社はただちにジョンソンコントロールズに口頭で通知し、24 時間以内に 災害速報を提出する。また必要に応じて他現場においても深刻な災害に類似する すべての作業を災害防止のために停止することに協力する。

#### 3.32 危機管理(地震、火災、水害等)

施主・顧客による現場全体の計画がない場合、協力会社の作業エリアに関して、緊急対 応および避難対応を含む危機管理計画の作成に協力する。

緊急対応には、作業の範囲および作業の範囲周辺で予測可能な緊急事態を含む。 避難対応には、避難経路および避難場所、避難対応連絡網の整備を含む。



Building Efficiency - Japan Document No : EHS 10.1

### 3.33 罰則

- 1. 作業するすべての作業員は、適用される法律、顧客規則、ジョンソンコントロールズ安全衛生基準および労働安全衛生および環境保護要件を順守しなければならない。このような規定を順守できない、または無視する事業主・安全衛生責任者・職長・作業員は、以下の通り罰則の対象となる。
  - 初回 口頭注意
  - 2回目 書面による警告
  - 3回目 現場入場制限
  - 4回目 契約の解除
- 2. 重大な違反または災害は、1回でただちに関与した者の解任につながることがある。

#### 3.34 関連法律の改正およびその他

政府・省庁・地方自治体が作業に影響を与える関連法律の改正を発表した場合、協力 会社はただちにジョンソンコントロールズに通知し、新しい要件を順守する。